〇総務省令第二十三号

放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十六号)の施行に伴い、 放送法施行規則

の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則 (昭 和二十五年電波監理委員会規則第十号) の — 部を次のように改正する。

第十六条の見出 しを (国 際放送等 \dot{O} 開始 \mathcal{O} (届出) に改め、 同条第一項第一 号中 「協会国 際 衛星放送」

を 国 .際放送又は協会国際衛星放送 (以 下 「国際放送等」という。)」 に改め、 同 項第二号中 協会国際衛

星放送」 を 国 際放送等」 に改 め、 同項第三号及び第四号を次のように改め る。

三 玉 際 放送にあ つては国際放送 の業務に用 *(* \ 5 れる放送局 の送信設 備 \mathcal{O} 設置場 所、 協会国 際 衛星放送に

あ つては 協 会国 際 衛星放 送の業務 に . 用 い られ る人工衛星 $\overline{\mathcal{O}}$ 放送局 に係る・ 人工 衛星 \mathcal{O} 軌 道 又 は 位 置

兀 玉 際 放送にあつては周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組にお いて使用する言語、 協

会国際衛星放送にあつては周波数

第十六条第一項中第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一号を加える。

五 国際放送にあつては、放送時間及び放送時間帯

第十六条第三項中 「届出 は、」 の 下 に 「国際放送にあつては国際放送の種類ごと、 放送区域ごと、か

国際放送 の業務に用いら れる放送局 の送信設備 の設置場所ごと(一 の国又は 地域を対象とする放送区域 にお

協 会国 |際衛| 星放送にあつては」 を加え、 同 条に 次 \mathcal{O} ___ 項を加える。

け

る国

国際 放送

の業務が二以上の

放送局

の送信設備により行わ

れる場合にあつては、

当該放送区域ごと)に、

周

波

4 前 項 \mathcal{O} 規定 に か か わ らず、 法第二十五条 \mathcal{O} 規定による変更の 届 出 国 際放送に係る第 項第四 |号の

数 $\widehat{\mathcal{O}}$ みを変更する場合に限る。 を同 時 に二以 上行う場合には、 \mathcal{O} 届 出 書 に よつて届 け出ることができ

る。 この 場合におい て、 当 該 富 出 書 E 次に掲げる事 ず項を記述 載した書類を添付 しな け ĥ ばならない。

- 一 第一項第三号に掲げる事項
- 二 第一項第四号に掲げる事項の新旧対照
- 三 第一項第五号に掲げる事項

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める協会国際衛星放送は、一の外国 の放送局を

用 いて行われる協会国際衛星放送を受信することができる世帯数が 五. 百万世帯以上であるものとする。

2 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める場合は、 次の各号のいずれかに該当する場合において、

の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、 又は休止するときとする。

 \mathcal{O} 外国 0 放送局を用いて行われる協会国 際衛星放送の放送区域のうち、 当該一の 外国 の放送局以外

 \mathcal{O} 放送局を用 いて行われ る協会国際衛星放送 の放送区域に含まれ ない · 区域 (次号にお į١ て「特定区 域」

という。) が、 当該 区域 の自然的社会的条件 に · 特別 の事 情 が あ るために協会国 際 衛星放送を受信する者

がほとんど見込まれない区域である場合

特定区域 E お Ì て、 協会国際衛星放送を受信している者が、 当該協会国際衛星放送の業務 の廃・ 止 後に

お ても、 当 該協 会国 際 衛星放送の 放送時間 \mathcal{O} 全部又は大部分に つい て 同 一 の 放送番組 組 の放送を行う外

玉 放送事業者 (法第二条第八号に規定する外国放送事業者をいう。 の放送を受信できる場合

項中 止 十六条第二項及び」を の放送局を用 第五 又は 休 十 第 八 止 九条の見出しを「 した」 十六条第二 いて行わ に改 項」 め、 れ 「第八十六条第二 るものに限る。 を 同 (放送廃止届出及び放送休止届 項第三号中 第 八十六 条第二 項及び第三項 「休止 若しくは」 した」 項 \mathcal{O} 廃 を 並 を加え、 止 びに 又 廃 出 は 同 止 の記載事 同項第 条第三 に改め、 した年月日 項」 項等)」 号及び第二号中 「経て 又は に 改 休 に改め、 \Diamond 止 L \mathcal{O} 下に た 同条第一 休 に 国 改 止 め、 際 L た 放送 項 中 同 を **外** 第八 「廃 国

置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道若 こられる がる 別 した」
以
、 表第 葰 外国の放送 KK 入 Li \mathbb{H} 号 中 察 衛星 · 衛星 協 厄 数送 葰 [の放送] 会民 を 外 \mathbb{H} 緊 0 \mathbb{H} <u>H</u> 綤 衛星 業務を開始した」 同じに |際放送 衝 上放送の Щ 係る 放送 等の業務に 人工衛星の軌道 種類」 9 羰 養豬開始) を を 用いられる外国の放送局」 川 川 屈 |際放送 \mathbb{H} 際放送等の種類」 又は位置」 **#** を (又は協会 川 を 際放送等 川 |際放送の に、 H |際衛星 に、 9 協 その業務に 揣 協 尝 放送) 務 \mathbb{H} 開始 KK (KK) ||際衛 に用いられ \mathbb{H} 9 緊 '星放送)業務 (又は痰 衛星 PH 放送 B の業務に しくは位置」 黒 更 送 胎 氲 9 屈 熨 翭 、又は変更 H 徧 豥 計に に の影 $\widetilde{\cap}$ 田 に

				_	7			_	
	放送事項(注5)	業務開始(又は変更)の期日	放送時間及び放送時間帯 (注4)	周波数等(注3)		放送事項(注3)	業務開始の期日	協会国際衛星放送に係る周波数	
_	_ Z					を			

改め、同表の注1及び注2を次のように改める。

注1 放送に係る届出である場合は「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記 国際放送に係る届出である場合は「短波放送」、「中波放送」、「超短波放送」、協会国際衛星

(記載例)「協会国際衛星放送ーテレビジョン放送」

載すること。

注2 協会国際衛星放送に係る届出である場合は、別表第六の二号の注3に準ずること。

合は別表第六の一号の注3に、 別表第一号中注4を注7とし、 協会国際衛星放送に係る届出である場合は別表第六の二号の注 5 」 以おめ、 同表の注3中 「別表第六の二号の注 5」や「国際放送に係る届出である場

同注を同表の注5とし、同注の次に次のように加える。

注 0 変更届出である場合は、 変更部分に下線を付し、 備光と してその他参考となるべき事項を記載す

別表第一号の注2の次に次のように加える。

 \mathcal{O}

(1

 \sim

注 ယ 国際放送に係る 田田 である場合は、 周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組の使用

言語を記載すること。

、記載例)「〇〇〇〇KHz-英語」

注4 国際放送に係る届出である場合に限る。

附 則

この省令は、 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年四月一日) から施行する。